

**愛知県副業・兼業人材活用促進事業費補助金
申請の手引き**

2026年4月

愛知県労働局就業促進課

1 制度概要

県内中小企業等が自社の経営課題を解決するため、初めて愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業プロフェッショナル人材を活用する際に発生する経費を補助します。

<副業・兼業プロフェッショナル人材（副業・兼業プロ人材）とは>

中小企業等の経営課題の解決を図り、「攻めの経営」を実現するために必要な能力や経験、専門性を有している人材であって、業務委託契約等に基づきその業務に従事する者をいう。



愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じないで副業・兼業人材を活用する場合や、愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた副業・兼業人材の活用が2回目以降の場合は対象外です。

2 申請対象事業者

○ 次のいずれも満たす中小企業等が対象となります。

- ① 愛知県内に本社又は主たる事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- ② 常時雇用する従業員数が300人以下であること。
- ③ 国や地方公共団体等の公共法人に該当するものでないこと。
- ④ 愛知県の関係団体でないこと。
- ⑤ 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人でないこと。
- ⑥ 愛知県税に未納の徴収金がないこと。
- ⑦ 愛知県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑧ その他、知事が不適當であると認める者でないこと。

3 補助対象事業

中小企業等が、自社の経営課題を解決し「攻めの経営」を実現するため、愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業プロ人材を活用する場合に、補助対象となります。



- ・ マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業等、専門的な分野に関する知識を必要としない業務に従事する場合は補助対象となりません。
- ・ 副業・兼業プロ人材を活用することにより「攻めの経営」の実現を図る必要があります。

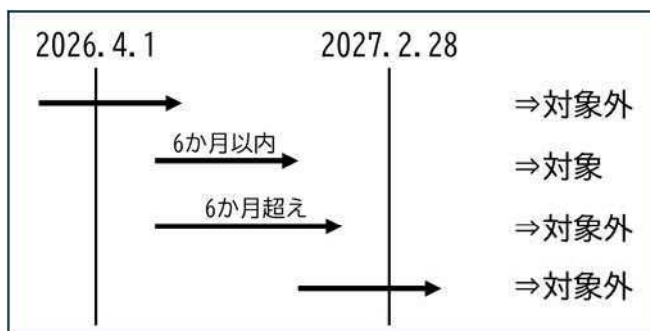
4 補助対象経費

○ 次の要件をいずれも満たした上で、副業・兼業プロ人材と契約する必要があります。

- ① 副業・兼業プロ人材との契約期間が6か月以内であること。
- ② 副業・兼業プロ人材との契約が2026年4月1日以降であって、かつ、契約期間（就業期間）の終期が2027年2月末までのものであること。
- ③ 日本国内在住の副業・兼業プロ人材を活用するものであること。
- ④ 契約の相手方が法人ではないこと。
- ⑤ 愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた副業・兼業プロ人材の活用が初めてであること。
- ⑥ 補助対象経費に対して、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けていないこと。
- ⑦ 資本関係を有する企業等で雇用されている者を活用するものでないこと。
- ⑧ 補助対象事業者の事業主又は役員の3親等以内の親族を活用するものではないこと。

<①②契約期間について>

- 2026年4月1日以前に副業・兼業プロ人材と契約したものは全額対象外です。
- 契約期間が2027年2月28日を超えるものは全額対象外です。



<④法人契約について>

- この補助金は「人材」を活用する場合の費用を補助対象としているため、原則法人との業務委託契約となる場合は、補助対象外となります。
- ただし、副業・兼業プロ人材が所属する企業の就業規則等の関係で、法人と業務委託契約を結ばざるを得ない場合で、かつ、その人材のみが業務に従事することが契約上明示されている場合は、法人を契約の相手方とするものであっても対象となります。
- 法人を契約の相手方とした場合、県から状況確認をしますので、判断に迷う場合は、副業・兼業プロ人材と契約前に県に相談してください。

- 補助対象経費、補助率、補助限度額は次のとおりです。なお、補助対象経費は交付決定時の額を上回らないものとします。

【補助対象経費】

- ① 副業・兼業プロ人材の活用に係る報酬、委託料
- ② 副業・兼業プロ人材が補助事業に従事するため、就業地まで移動する際の交通費（公共交通機関の利用に限る）及び宿泊費
- ③ 人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料

【補助率】

10分の8以内（千円未満の端数切捨て）

【補助限度額】

50万円

<補助対象とならない経費について（①②③共通）>

次の経費は対象となりません。

- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 取消料、キャンセル料
- ・ 振込手数料、代引手数料
- ・ 旅行代理店の手数料
- ・ 自家用車、レンタカー、カーシェア等の公共交通機関以外の移動に要した経費

<②旅費（交通費及び宿泊費）について>

【交通費】

- ・ 1回あたりの往復の交通費（宿泊費を除く）の実費が10,000円以上の場合に対象となります。1回あたりの往復の交通費が10,000円未満の場合は、宿泊費も含め対象となりません。
- ・ 公共交通機関の利用に限り補助対象となります。
- ・ 経済的かつ合理的と認められる経路・方法により算出した額と実費のいずれか低い額を採用します。そのため、審査の結果、申請通りの金額が認められない場合があります。

経済的・合理的経路の考え方

（鉄道賃）

- ・ 地下鉄・路面電車等を含む最寄り駅間の運賃、特急料金等

- ・ 特別車両料金（グリーン料金、名鉄ミューチケット等）の料金は補助対象外

（バス賃）

- ・ 実費

(航空賃)

- ・実費（空港使用税等を含む）
- ・特別座席（クラスJ、プレミアムクラス等）の料金は補助対象外

(タクシー)

- ・公共交通機関がないか又は著しく不便であるときに限り実費

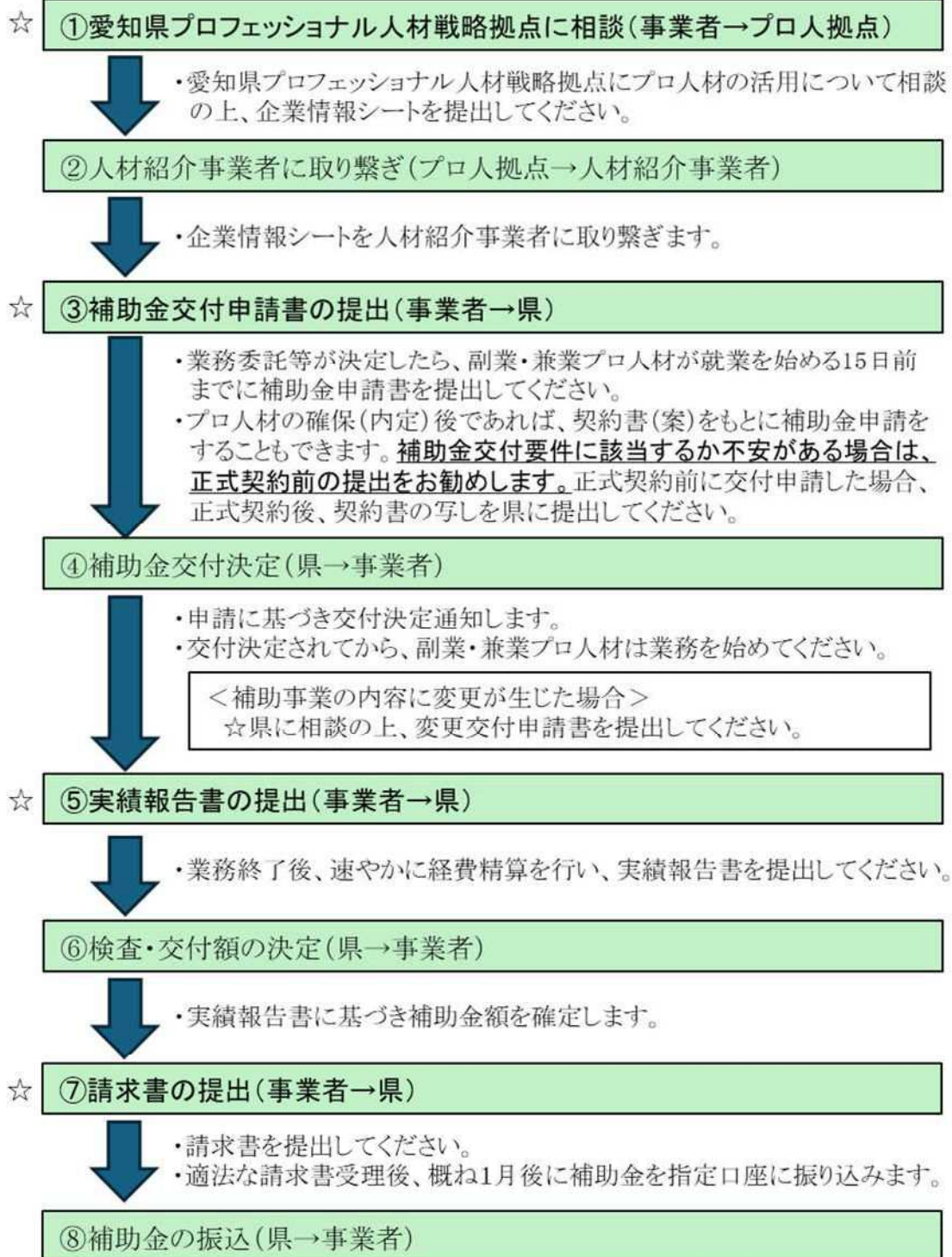
(宿泊費)

- ・税込み 12,000 円 [補助対象経費（税抜き）10,909 円] を上限とした実費
- ・ただし、前泊は、前泊しなければ就業時間に間に合わない場合に、後泊は、就業後公共交通機関がない場合に限ります。



旅費（交通費・宿泊費）は、当該業務に従事するために発生した経費に対して補助するものです。副業・兼業プロ人材が、他の業務遂行とあわせて旅行した場合は、補助対象とならないことがあります。

5 申請の流れ



☆: 補助金申請事業者が行う事務です

6 交付申請時に提出する書類

- 副業・兼業プロ人材が業務に従事する **15 日前までに**、次の書類を持参又は郵送で提出してください。
- 書類の不足により、受理できない場合がありますので、お早めにご提出ください。

- ・ 交付申請書（様式第 1 号）
- ・ 補助事業計画書（様式第 1 号別紙 1）
- ・ 補助金振込口座指定書（様式第 1 号別紙 2）
- ・ 付表 交付申請額の算定根拠及び補助金交付申請額算定表
- ・ 誓約書（様式第 2 号）
- ・ 個人情報の提供に関する同意書（様式第 3 号）
- ・ 副業・兼業プロ人材の活用に係る契約書等（案の時点でも可）の写し
- ・ プロ人拠点に提出した企業情報シートの写し
- ・ 会社案内（事業内容がわかるもの）及び定款の写し
- ・ 県税について未納がないことの証明書
※ 6 か月以内に取得したものとしてください。写しでも可。
- ・ 【旅費を申請する場合】 出発地（原則、副業・兼業プロ人材の自宅）から就業地までの経路と金額がわかるもの（経路検索した web ページの写し等）
- ・ 【人材紹介手数料を申請する場合】 人材紹介手数料の額が確認できるものの写し
- ・ その他知事が必要と認める書類



- ・ 副業・兼業プロ人材と業務委託契約の締結前であっても、人材を確保（内定）した時点で申請することができます。
- ・ 要件に該当しない場合は補助金の交付を受けられませんので、心配な方は副業・兼業プロ人材との契約前に、余裕をもって提出することをお勧めします。



- ・ 原則、就業開始日は契約期間の始期と一致させてください。

7 実績報告時に提出する書類

- 補助事業が完了したときは、完了の日（※）から起算して 30 日以内又は 2027 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに、次の書類を持参または郵送で提出してください。
※ 交付申請を行った事業計画に基づき副業・兼業プロ人材が業務への従事を終了した日を指します。
- 実績報告書（様式第 8 号）
- 事業報告書（様式第 8 号別紙）
- 付表 支出明細書
- 補助対象経費の支払内容が確認できる書類の写し

(報酬又は委託料)

- ・ 副業・兼業プロ人材からの請求書
- ・ 副業・兼業プロ人材への振込明細書等

(旅費)

- ・ 副業・兼業プロ人材への振込明細書、又は、副業・兼業プロ人材が旅費を受け取った旨の領収書等
 - ・ 公共交通機関の領収書、又は、ICカード利用履歴
- ※領収書やICカードの利用履歴を提出することが困難な場合、経路検索ソフトによる運賃・経路の検索ページの写しを提出してください。
- ※タクシーは、公共交通機関がないか又は著しく不便であるときに限り対象となりますので、タクシーの領収書を提出した場合、県から状況確認をさせていただきます。
- ・【宿泊を伴う場合】 宿泊先施設の領収書

(人材紹介手数料)

- ・ 人材紹介手数料の請求書
 - ・ 振込明細書等、支払日、相手方及び金額が確認できる書類の写し
- 副業・兼業プロ人材が業務に従事したことが確認できる書類の写し
例：業務日報
- 上記の他にも、書類の提出をお願いする場合があります。



実績報告書の提出期限は、副業・兼業プロ人材が業務への従事を終えてから30日以内、又は、2027年3月10日のいずれか早い日までです。



支出を証明する書類がない場合、補助金を交付することができなくなります。支出証拠書は必ず取得・保管してください。



- ・ 実績報告書提出までに、補助対象となる経費（報酬、旅費、人材紹介手数料）を全て支払っている必要があります。
- ・ 実績報告書提出期限までに支払いを完了しなかった場合は、その部分に関しては補助対象となりません。

8 変更の承認申請が必要な場合

次の場合にはあらかじめ県の承認が必要となりますので、速やかに県に連絡してください。

- 補助金の交付決定を受けた補助事業の内容を著しく変更しようとするとき
例) 業務内容の変更、就業場所の変更 等
- 事業量（補助対象経費）の合計金額の20%を超えて補助対象経費を変更しようとするとき

※補助対象経費は交付決定時の額を上回ることはできません。

<よくある例>

- ・対面での業務遂行を予定していたが、リモートで対応することができ、旅費が当初の想定を下回ることとなった場合
⇒大幅な減少となる場合は、変更申請が必要となります。



変更承認を受けずに、事業内容を変更した場合、補助金の交付を受けることができなくなる場合があります。必ず県に相談してください。

9 補助事業者の義務

この補助金の交付決定を受けた場合は、以下の項目を遵守してください。守られない場合は、交付決定の取消及び補助金の返還指示を行う場合があります。

- ・報告書、請求書等の書類の提出は遅滞なく行ってください。
- ・補助事業者は、本補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿及び支出証拠書類を整備し、本補助事業が完了した日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日まで保存しなければなりません。

10 Q & A

<補助対象事業者について>

- 社会福祉法人やNPO法人等、中小企業基本法第2条に基づく中小企業者以外が副業・兼業プロ人材を活用する場合に補助対象となりますか。
⇒ 常時雇用する従業員数が300人以下であって、愛知県内に本社又は主たる事業所を有する法人又は個人事業主補助対象となります。

<補助事業・補助対象経費について>

- 定型的な業務に従事してもらうことを想定していますが、補助対象となりますか。
⇒ 本事業は、中小企業等が経営課題を解決するため、中小企業等において必要とされる専門的な分野に関する知識を有し、経営強化につながるような活躍が期待できる者を副業・兼業により活用するものです。よって、マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業等、専門的な分野に関する知識を必要としない業務に従事する場合は補助対象となりません。
- 自社で直接副業・兼業人材を探してきましたが、補助対象となりますか。
⇒ 愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じないで直接副業・兼業プロ人材を活用する場合は補助対象となりません。
- 愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて常勤人材を活用したことがありますが副業・兼業人材は初めての場合、補助対象となりますか。
⇒ 「愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて初めて副業・兼業人材を活用」する場合に限り補助対象となることから、常勤人材で活用実績があっても、副業・兼業人材での活用が初めての場合は補助対象となります。
- 国や市町村が実施している同種の補助金との併用利用は可能ですか。
⇒ 補助対象経費に対して、本補助金と同趣旨の国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受ける（た）場合、本補助金は利用できません。
- 副業・兼業プロ人材との契約期間が9か月の場合、6か月分を補助対象とすることができますか。
⇒ できません。契約期間が6か月以内のものに限るため、6か月分も補助対象となりません。
- 副業・兼業プロ人材との契約期間が2026年12月から2027年5月までの6か月ですが、補助金は交付されますか。
⇒ 対象となりません。契約期間の終期が2027年2月28日までの契約に限り補助対象です。

- 副業・兼業プロ人材に従事先事業所以外に、用務での出張を見込む場合、その交通費も補助対象となりますか。
⇒ 今回の補助対象経費としている旅費は副業・兼業プロ人材が就業地まで移動する際の交通費及び宿泊費で、「就業地」というのは、従事先の事業所の所在地のことであり、出張による交通費については補助対象外となります。
- 報酬、旅費、人材紹介手数料の内訳を把握することができない契約の場合は補助対象となりますか。
⇒ 中小企業等が副業・兼業プロ人材と契約せず、人材紹介事業者と委託契約を結ぶ場合（再委託型）は、委託契約の中で、区分（報酬、人材紹介手数料等）が明確に確認できる場合のみ対象となります。

<交付申請について>

- 納税証明書には種類があるようですが、どれを提出すればいいですか。
⇒ 県税事務所で、「県税（法人県民税・法人事業税等、個人事業税）の未納の税額がないこと（自動車税種別割を含む）」の証明を受けてください。

<補助事業の変更について>

- 当初想定よりも事業費が少なくなる場合、県への報告は必要ですか。
⇒ 補助金交付決定後に補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書を県に提出する必要があります。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の変更については、省略することができます。
- 旅費（交通費、宿泊費）は、申請時から変更できますか。
⇒ 対象経費の増額変更は認められません。実績報告書に基づき、補助金額を確定するため、申請時よりも対象経費が減額となることがあります。なお、補助対象経費の合計金額の20%を超える減額変更が生じる場合は、変更の承認申請が必要です。

<人材活用全般について>

- 自社の経営課題が漠然として必要とする人材が分かりません。
⇒ 愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点にご相談ください。愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点では、人材戦略マネージャー等が企業訪問して、企業の成長戦略実現のための経営課題を経営者と一緒に考えた上で、課題解決となるプロフェッショナル人材について、企業ニーズを踏まえたマッチングを支援しています。

<愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点>

所在地：名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター
(ウインクあいち) 14階 (公財) あいち産業振興機構内
開設日：月～金 9時～17時
電話：052-433-1810

<補助金に関する問い合わせ>

愛知県労働局就業促進課業務・調整グループ

電 話：052-954-6363（ダイヤルイン）

メール：shugyo@pref.aichi.lg.jp

<人材活用のご相談>

愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点

所在地：名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター（ウイंकあいち）
14階（公財）あいち産業振興機構内

開設日：月～金 9時～17時

電 話：052-433-1810

メール：aichi-projinzai@aibsc.jp